

[件名] 第100号議案 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 から
第128号議案 長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 まで

[目次]	ページ
第1 議案の概要	2 ~ 4
第2 基準条例の規定形式を見直すものについて	5 ~ 8
第3 本市独自の基準を見直すものについて	9 ~ 15
第4 新旧対照表	16 ~ 229

総 務 部
福 祉 部
こ ど も 部

令和5年9月

第1 議案の概要

1 概 要

下表に記載の議案に係る条例について、本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、条例の規定形式の見直し等を行うもの

議案番号	件 名	所管部局
第100号議案	長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	福 祉 部
第101号議案	長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
第102号議案	長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
第103号議案	長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
第104号議案	長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
第105号議案	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	こども部
第106号議案	長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	
第107号議案	長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
第108号議案	長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	
第109号議案	長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	
第110号議案	長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	福 祉 部
第111号議案	長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
第112号議案	長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
第113号議案	長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	

議案番号	件名	所管部局
第114号議案	長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	福祉部
第115号議案	長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	
第116号議案	長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
第117号議案	長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	
第118号議案	長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
第119号議案	長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
第120号議案	長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	
第121号議案	長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
第122号議案	長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例	
第123号議案	長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	
第124号議案	長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	
第125号議案	長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	
第126号議案	長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	
第127号議案	長崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	
第128号議案	長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	

2 改正理由

- (1) 基準条例の規定形式を見直すもの 29件
- (2) 本市独自の基準を見直すもの 5件
- (3) その他所要の整備をするもの 15件

[参考：改正理由ごとの議案対応一覧]

議案番号	改正理由		
	(1)	(2)	(3)
第100号議案	○		
第101号議案	○	○	
第102号議案	○		
第103号議案	○		
第104号議案	○		○
第105号議案	○		
第106号議案	○		
第107号議案	○		
第108号議案	○		
第109号議案	○		

議案番号	改正理由		
	(1)	(2)	(3)
第110号議案	○		
第111号議案	○		○
第112号議案	○		○
第113号議案	○		○
第114号議案	○		
第115号議案	○		
第116号議案	○		○
第117号議案	○		○
第118号議案	○		○
第119号議案	○	○	○

議案番号	改正理由		
	(1)	(2)	(3)
第120号議案	○		○
第121号議案	○	○	○
第122号議案	○	○	○
第123号議案	○	○	○
第124号議案	○		○
第125号議案	○		○
第126号議案	○		○
第127号議案	○		
第128号議案	○		
計	29	5	15

3 施行期日

公布の日

第2 基準条例の規定形式を見直すものについて

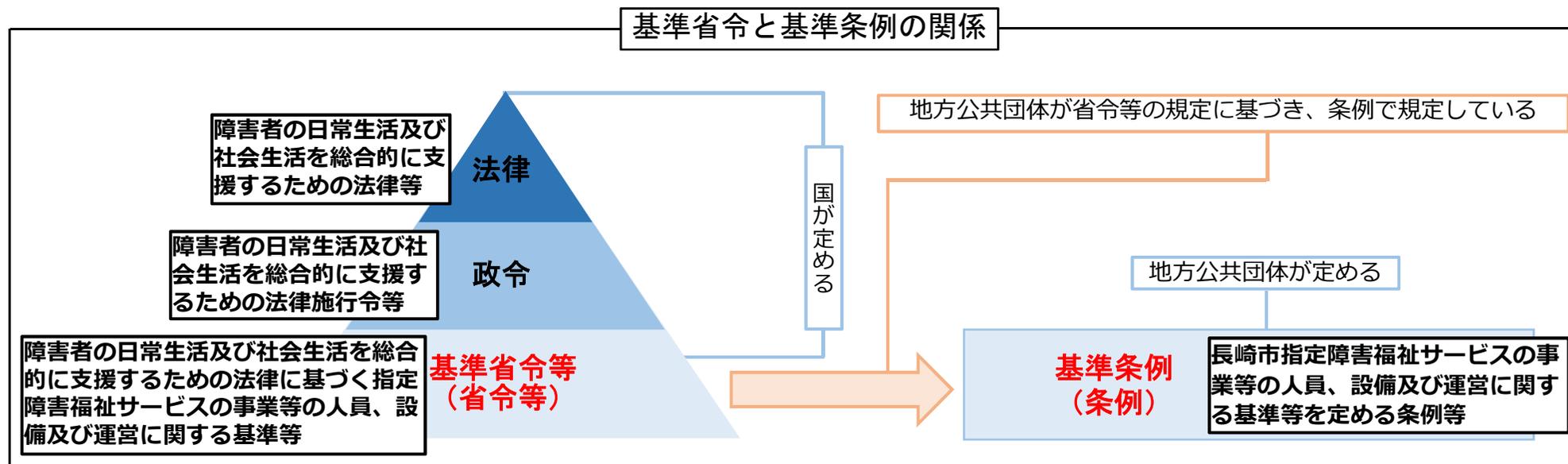
1 見直しの概要 (令和5年6月市議会定例会 所管事項調査資料「抜粋」)

本市においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「基準省令」という。）に準じ、長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等（以下「基準条例」という。）を制定しているが、それらの内容は、基本的に基準省令と同じ内容を基準条例で規定（2度打ち）している。

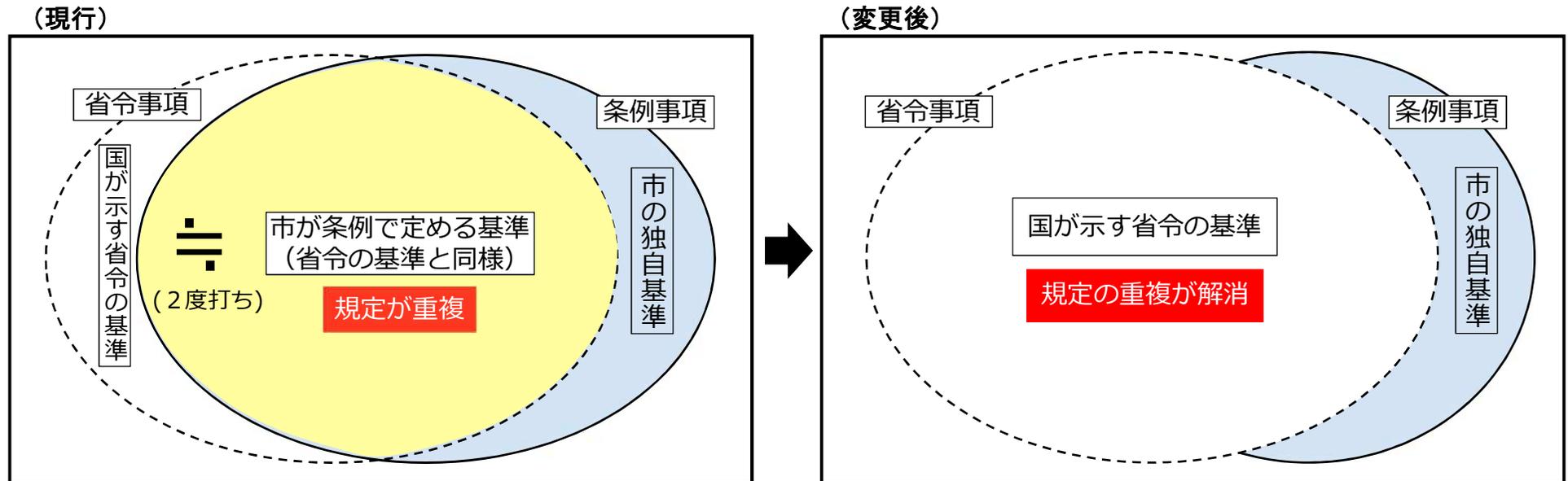
基準条例においては、基準省令で定める基準のほか、本市独自の基準（『暴力団員等の排除』に係る基準など）を加えており、条文数も多いことから、基準条例を見ても、どの部分が『基準省令と同じ内容の基準』で、どの部分が『本市独自の基準』であるのか非常に分かりにくいものとなっている。

また、基準条例の制定及び改正に係る職員の事務量は、特に制度に大きな変更があった場合、相当の事務の負担が生じている。

については、現在の基準条例の規定形式を見直し、基準省令に定める基準に準拠する形式に変更することで、市独自基準の明確化及び基準条例の改正に係る事務処理の効率化を図ろうとするもの（次ページ「基準条例見直しのイメージ」参照）。



基準条例見直しのイメージ



【基準省令に定める基準に準拠する形式について】

現在は、基準省令と同じ内容であっても、条文を基準条例で規定している。

そこで、本市の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を省令に定める基準に準拠する形式に変更することで、次の条文構成で足りることとなる。

- ① 本市の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、原則として当該基準省令で定められた基準どおりとする旨を規定する。
- ② ①以外で、本市として独自の基準を定める項目（『暴力団員等の排除』に係る基準など）については、具体的に条文で規定する。

2 規定形式見直し後の各条例の条文数

議案番号	件名	条文数	
		現 行	改正後
第100号議案	長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	92条	5条
第101号議案	長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	212条	7条
第102号議案	長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	48条	7条
第103号議案	長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	64条	8条
第104号議案	長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	109条	8条
第105号議案	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	44条	9条
第106号議案	長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	55条	6条
第107号議案	長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	20条	6条
第108号議案	長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	12条	7条
第109号議案	長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	24条	6条
第110号議案	長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	52条	8条
第111号議案	長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	33条	7条
第112号議案	長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	54条	6条
第113号議案	長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	36条	6条
第114号議案	長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	21条	5条
第115号議案	長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	23条	5条
第116号議案	長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	57条	8条
第117号議案	長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	56条	7条



議案番号	件名	条文数	
		現行	改正後
第118号議案	長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	57条	7条
第119号議案	長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	278条	10条
第120号議案	長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	36条	7条
第121号議案	長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	206条	11条
第122号議案	長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例	6条	6条
第123号議案	長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	268条	10条
第124号議案	長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	93条	9条
第125号議案	長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	38条	7条
第126号議案	長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	57条	8条
第127号議案	長崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	35条	5条
第128号議案	長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	41条	8条



第3 本市独自の基準を見直すものについて

1 「共生型サービス」に係る本市独自の基準を見直すもの

以下の条例の本市独自の基準を見直すもの

- (1) 第101号議案 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

ア 見直し内容

本市においては、エの（ア）～（オ）の基準について、国の基準省令の規定を準用していなかったが、当該基準を見直し、基準省令に準拠する規定形式に規定を見直すもの

イ 見直し理由

平成30年9月の共生型サービスの条例改正時は、介護保険サービスを規定している関係条例には、エの（ア）～（オ）の基準（以下「基準省令の基準」という。）と同一の規定がないため、事業所の参入を促進する観点から、本市独自の基準として、共生型障害福祉サービスに当該「基準省令の基準」と同じ基準を設けていなかったが、介護保険サービスの基準省令に同様の規定があり、「基準省令の基準」に準拠した基準を設けることとしても影響が生じないと判断することから、本市独自の基準を見直し、基準省令に準拠する規定形式に改める。

【共生型サービスとは】

平成30年に高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために創設された、介護保険サービス事業所が障害福祉サービスの指定を受けやすくなり、また、障害福祉サービス事業所も介護保険サービスの指定を受けやすくなる制度である。

ウ 見直し対象となるサービス

サービス種別	現行条例の 該当条文	見直し項目				
		(ア) 連絡調整に 対する協力	(イ) 情報の提供等	(ウ) 相談及び援助	(エ) 介護	(オ) 訓練
共生型居宅介護	第44条の4	○	○	—	—	—
共生型重度訪問介護		○	○	—	—	—
共生型生活介護	第95条の5	○	○	○	○	—
共生型短期入所	第110条の4	○	○	—	—	—
共生型自立訓練（機能訓練）	第149条の4	○	○	○	—	○
共生型自立訓練（生活訓練）	第159条の4	○	○	○	—	○

エ 規定内容（準用元の条文）

見直し項目	現行条例の規定内容
(ア) 連絡調整に対する協力	第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。
(イ) 情報の提供等	第38条第1項 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
(ウ) 相談及び援助	第62条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
(エ) 介護	<p>第85条 [略]</p> <p>2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立に係る必要な援助を行わなければならない。</p> <p>3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>4 指定生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。</p>
(オ) 訓練	<p>第147条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。</p>

2 「介護サービス」に係る本市独自の基準を見直すもの

以下の条例の本市独自の基準を見直すもの

- (1) 第119号議案 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 第121号議案 長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (3) 第123号議案 長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

ア 「基本取扱方針」に係る基準

(ア) 見直し内容

本市においては、訪問系サービスの「基本取扱方針」に係る基準（ウ（ア）に関するもの）に、「人格を尊重し、」の文言を追加していたが、当該基準を見直し、基準省令どおりの規定とするもの

(イ) 見直し理由

「一般原則」に係る基準に、「利用者の意思及び人格を尊重して」の文言があるため、「人格を尊重し、」という文言をなくしても支障はないと判断し、基準省令のとおり改める。

イ 「定員の遵守」に係る基準

(ア) 見直し内容

本市においては、「定員の遵守」に係る基準（ウ（イ）に関するもの）において、（介護予防）短期入所生活介護事業所の定員を超えて静養室においてサービス提供を行った場合に、市への報告を義務付ける規定を追加していたが、当該基準を見直し、基準省令どおりの規定とするもの

(イ) 見直し理由

定員を超えるサービス提供の実績がなく、実地指導の際に確認することで、当該報告義務をなくしても適切な運営を図るうえで支障はないと判断し、基準省令のとおり改める。

ウ 見直し対象となるサービス

条 例	サービス種別	現行条例の該当条文	見直し項目	
			(ア) 基本取扱方針	(イ) 定員の遵守
(1)	指定訪問介護	第 2 3 条第 1 項	○	—
	指定訪問看護	第 7 1 条第 1 項	○	—
	指定訪問リハビリテーション	第 8 4 条第 1 項	○	—
	指定短期入所生活介護	第 1 6 5 条第 3 項	—	○
(2)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第 2 4 条第 1 項	○	—
	指定夜間対応型訪問介護	第 5 1 条第 1 項	○	—
(3)	指定介護予防訪問看護	第 7 6 条第 1 項	○	—
	指定介護予防訪問リハビリテーション	第 8 6 条第 1 項	○	—
	指定介護予防短期入所生活介護	第 1 4 0 条第 3 項	—	○

エ 規定内容

見直し項目	条 例	現行条例の規定内容
(ア) 基本取扱方針	(1)	<p>第23条第1項 指定訪問介護は、利用者の<u>人格を尊重し</u>、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>第71条第1項 指定訪問看護は、利用者の<u>人格を尊重し</u>、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>第84条第1項 指定訪問リハビリテーションは、利用者の<u>人格を尊重し</u>、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>
	(2)	<p>第24条第1項 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の<u>人格を尊重し</u>、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。</p> <p>第51条第1項 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の<u>人格を尊重し</u>、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。</p>
	(3)	<p>第76条第1項 指定介護予防訪問看護は、利用者の<u>人格を尊重し</u>、介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>第86条第1項 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の<u>人格を尊重し</u>、介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>
(イ) 定員の遵守	(1)	<p>第165条 [略] 2 [略] 3 <u>前項の場合においては、指定短期入所生活介護事業者は、市長に対し、同項に規定する緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた状況等に係る内容を速やかに報告しなければならない。</u></p>
	(3)	<p>第140条 [略] 2 [略] 3 <u>前項の場合においては、介護予防短期入所生活介護事業者は、市長に対し、同項に規定する緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた状況等に係る内容を速やかに報告しなければならない。</u></p>

3 「地域包括支援センターの職員」に係る本市独自の基準を見直すもの

以下の条例の本市独自の基準を見直すもの

(1) 第122号議案 長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

ア 「地域包括支援センターの職員」に係る基準

(ア) 見直し内容

地域包括支援センターの職員に関する基準（現行条例第4条第1項及び第4項）において、「保健師」、「社会福祉士」、「主任介護支援専門員」を1人ずつ配置する基準としていたが、基準省令に準じ、「保健師その他これに準ずる者」、「社会福祉士その他これに準ずる者」、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」を1人ずつ配置する基準となるよう、基準省令どおりとするもの

(イ) 見直し理由

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員に係る基準は、介護保険法第115条の46第5項において、従うべき基準と定められているが、現行条例第4条において、本市の独自基準が含まれている。当初、条例制定の際に「センターの質の担保のため専門職員の配置を原則とし、確保することが困難な場合のみ準ずる者を認める」としていたが、以下のa～cの理由から、基準省令のとおり改める。

a 本来、「従うべき基準」と規定されていること。

b 国（厚生労働省）が示す「センターの設置運営について」において、「原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を置くこととし、3職種の確保が困難な場合は、準ずる者を配置することができる」とされていること。

c 現に介護福祉人材不足の状況にあり、準ずる者を配置するセンターが存在すること及び将来的に人材不足が継続することが見込まれること。

第4 新旧対照表

1 議案番号及び該当ページ

議案番号	ページ
第100号議案	P17～P19
第101号議案	P20～P51
第102号議案	P52～P55
第103号議案	P56～P60
第104号議案	P61～P66
第105号議案	P67～P71
第106号議案	P72～P81
第107号議案	P82～P84
第108号議案	P85～P89
第109号議案	P90～P92

議案番号	ページ
第110号議案	P93～P98
第111号議案	P99～P103
第112号議案	P104～P108
第113号議案	P109～P112
第114号議案	P113～P114
第115号議案	P115～P116
第116号議案	P117～P121
第117号議案	P122～P125
第118号議案	P126～P129
第119号議案	P130～P160

議案番号	ページ
第120号議案	P161～P164
第121号議案	P165～P187
第122号議案	P188～P190
第123号議案	P191～P206
第124号議案	P207～P213
第125号議案	P214～P216
第126号議案	P217～P223
第127号議案	P224～P225
第128号議案	P226～P229

2 新旧対照表の色別説明

No.	区 分	新旧対照表の色
(1)	本市独自の基準	青色： 
(2)	本市独自の基準を見直すもの	黄色： 
(3)	その他所要の整備をするもの	橙色： 

第100号議案 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、本市における障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、本市における障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。</p> <p>(2) 常勤換算方法 事業所の職員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同</p>

新	旧
<p>(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条に定めるもののほか、法第80条第1項の規定により条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 療養介護事業者(その者が法人であるときは、その役員をいう。以</p>	<p>じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>第3条～第32条の2 [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第32条の3 療養介護事業者(その者が法人であるときは、その役員)及</p>

新	旧
<p>下同じ。)及び療養介護事業所の管理者は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p> <p>(1) 生活介護の事業</p> <p>(2) 自立訓練(機能訓練)の事業</p> <p>(3) 自立訓練(生活訓練)の事業</p> <p>(4) 就労移行支援の事業</p> <p>(5) 就労継続支援A型の事業</p> <p>(6) 就労継続支援B型の事業</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>び療養介護事業所の管理者は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(次項において「暴力団員等」という。)であってはならない。</p> <p>2 療養介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>第33条～第91条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第92条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第101号議案 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。 (2) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。 (3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。 (5) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。

新	旧
	<p>(6) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。</p> <p>(7) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。</p> <p>(8) 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。</p> <p>(9) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。</p> <p>(10) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）</p>

新	旧
	<p>第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除した額の合計額をいう。</p> <p>(13) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。</p> <p>(14) 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。</p> <p>(15) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。</p>

新	旧
	<p>(16) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年長崎市条例第80号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第69条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第80条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第92条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第100条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>第3条 [略]</p>
<p>(申請者の要件)</p> <p>第3条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団</p>	<p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団</p>

新		旧
<p>排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、当該法人及び法人でない者であつて暴力団員等でないものとする。</p> <p>（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第4条 次条及び第6条に定めるもののほか、法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令第206条の8第2項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下この条及び第43条の2において「暴力団員等」という。）でない法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、当該法人及び法人でない者であつて暴力団員等でないものとする。</p>
省令第93条の5	第93条	第84条、第91条及び第93条
	準用する	準用する。この場合において、第77条中「、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜」とあるの

新			旧
		は、「その他の便宜」とする	
省令第162条の4	第92条まで 第162条	第90条まで、第92条 第161条及び第162条	
省令第171条の4	第92条まで 第160条、第161条	第90条まで、第92条 第160条	
省令第210条第1項	ならない	ならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる	
省令第213条の6第1項	ならない	ならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる	

新	旧
	<p>第5条～第12条 [略] (連絡調整に対する協力)</p> <p>第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。</p> <p>第14条～第37条 [略] (情報の提供等)</p> <p>第38条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてならない。</p>
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第5条 指定居宅介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第43条の2 指定居宅介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> (1) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業 (2) 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業 (3) 基準該当居宅介護の事業 (4) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業 (5) 指定療養介護の事業 (6) 指定生活介護の事業 (7) 共生型生活介護の事業 (8) 指定短期入所の事業 (9) 共生型短期入所の事業 (10) 指定重度障害者等包括支援の事業 (11) 指定自立訓練（機能訓練）の事業 (12) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業 (13) 指定自立訓練（生活訓練）の事業 (14) 共生型自立訓練（生活訓練）の事業 (15) 指定就労移行支援の事業 (16) 指定就労継続支援A型の事業 (17) 指定就労継続支援B型の事業 (18) 基準該当就労継続支援B型の事業 	

新	旧
<p>(19) 指定就労定着支援の事業</p> <p>(20) 指定自立生活援助の事業</p> <p>(21) 指定共同生活援助の事業</p> <p>(22) 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業</p> <p>(23) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業</p> <p>(24) 特定基準該当障害福祉サービスの事業</p>	<p>第44条～第44条の3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第44条の4 第5条(第3項及び第4項を除く。)、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節(第13条、第38条第1項及び第44条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。</p> <p>第45条～第61条 [略]</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第62条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>第63条～第77条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第</p>

新	旧
	<p>21条、第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで、第39条から第41条の2まで及び第43条の2の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」とする。</p> <p>第79条～第84条 [略]</p> <p>(介護)</p> <p>第85条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立に係る必要な援助を行わなければならない。</p> <p>3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>4 指定生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。</p> <p>5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。</p> <p>6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当</p>

新	旧
	<p>該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>第86条～第94条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条及び第77条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第95条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第95条」とする。</p>

新	旧
	<p>第95条の2～第95条の4 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第95条の5 第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2、第37条、第38条第2項、第39条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第79条、第81条及び前節(第85条第2項から第4項まで、第86条、第93条及び第95条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第79条中「、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜」とあるのは「その他の便宜」とする。</p> <p>第96条～第109条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の2、第36条の2から第43条の2まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とある</p>

新	旧
	<p>のは「第105条第2項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」とする。</p> <p>第110条の2・第110条の3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第110条の4 第10条、第12条、第14条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の2、第36条の2、第37条、第38条第2項、第39条から第43条の2まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</p> <p>第111条～第122条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条の2まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」とする。</p>

新	旧
	<p>第146条 [略] (訓練)</p> <p>第147条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。</p> <p>4 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。</p> <p>第148条 [略] (準用)</p> <p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第</p>

新	旧
	<p>32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第149条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」とする。</p> <p>第149条の2・第149条の3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第149条の4 第10条から第12条まで、第14条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2、第37条、</p>

新	旧
	<p>第38条第2項、第39条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第81条、第87条の2から第92条まで、第94条、第142条及び前節（第147条第1項及び第2項、第148条並びに第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p> <p>第150条～第158条 [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあ</p>

新	旧
	<p>るのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」とする。</p> <p>第159条の2・第159条の3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第159条の4 第10条から第12条まで、第14条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2、第37条、第38条第2項、第39条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第81条、第87条の2から第92条まで、第94条、第147条第3項及び第4項、第152条並びに前節(第159条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。</p> <p>第160条～第172条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事</p>

新	旧
	<p>業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第172条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自</p>

新	旧
	<p>立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者）」とする。</p> <p>第173条～第184条の3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第185条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2</p>

新	旧
	<p>号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」とする。</p> <p>第186条～第189条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続</p>

新	旧
	<p>支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第190条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」とする。</p> <p>第191条～第193条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準</p>

新	旧
	<p>該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第194条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」とする。</p> <p>第194条の2～第194条の7 [略]</p>

新	旧
<p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第6条 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して、次の各号に定める期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、省令第206条の8第1項の支援を提供しなければならない。</p> <p>(1) 就労定着支援の提供を開始した日から1月以内 次のとおりとする。</p> <p>ア 1回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1回以上、当該利用者に対して電話等により行うよう努めること。</p> <p>イ 1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めるとともに、1回以上、当該事業主に対し電話等により当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p> <p>(2) 前号の期間以外の期間 1月に1回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p>	<p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第194条の8 [略]</p> <p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して、次の各号に定める期間の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、前項の支援を提供しなければならない。</p> <p>(1) 就労定着支援の提供を開始した日から1月以内 次のとおりとする。</p> <p>ア 1回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1回以上、当該利用者に対して電話等により行うよう努めること。</p> <p>イ 1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めるとともに、1回以上、当該事業主に対し電話等により当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p> <p>(2) 前号の期間以外の期間 1月に1回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p> <p>第194条の9～第194条の11 [略]</p>

新	旧
	<p>(準用)</p> <p>第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」とする。</p> <p>第194条の13～第194条の19 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第43条の2、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第</p>

新	旧
	<p>1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」とする。</p> <p>第195条～第197条 [略]</p> <p>第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる。</p> <p>2～9 [略]</p> <p>第198条の2～第200条の4 [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、</p>

新	旧
	<p>第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第201条において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。」とする。</p> <p>第201条の2～第201条の5 [略]</p> <p>第201条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機</p>

新	旧
	<p>会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる。</p> <p>2～9 [略]</p> <p>第201条の7～第201条の10 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生</p>

新	旧
	<p>活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」とする。</p> <p>第201条の12～第201条の21 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、</p>

新	旧
	<p>第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第199条の2まで及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型</p>

新	旧
	<p>自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」とする。</p> <p>第202条～第209条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第43条の2、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条（第10号を除く。）及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22</p>

新	旧
	<p>条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで中</p>

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」とする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第211条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第212条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第102号議案 長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、本市における障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p> <p>(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第84条第1項の規定</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、本市における障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。</p> <p>(2) 常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(3) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。</p>

新	旧
<p>により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令第10条第2項第6号に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p>	<p>第3条～第45条（第10条及び第32条を除く。） [略]</p>
<p>（暴力団員等の排除）</p> <p>第4条 障害者支援施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 障害者支援施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>	<p>（暴力団員等の排除）</p> <p>第46条 障害者支援施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第5号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 障害者支援施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>
<p>（便所の基準）</p> <p>第5条 障害者支援施設の便所の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>(2) 利用者の特性に応じたものであること。</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 便所 次のとおりとする。</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであること。</p>

新	旧
(3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
	(7)～(8) [略] 3・4 [略] (健康管理) 第32条 [略] 2 [略]
(歯科検診) 第6条 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、毎年定期に歯科検診を行うよう努めなければならない。	3 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、毎年定期に歯科検診を行うよう努めなければならない。
(委任) 第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第47条 [略] (委任) 第48条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。
附 則 1 [略]	附 則 1～6 [略]
(経過措置) 2 この条例の施行の際現に存する障害者支援施設のうち平成25年4月1日前から引き続き存するものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第5条第3号に規定するブ	7 この条例の施行の際現に存する障害者支援施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物（平成25年4月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第10条第2項第6号ウに規定するブザー又はこれに代わる設備を

新	旧
ザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。	設けないことができる。
	8・9 [略]

第103号議案 長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害者支援施設の指定に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害者支援施設の指定に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。 (2) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。 (3) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。 (4) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。 (5) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。 (6) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。

新	旧
	<p>(7) 指定障害者支援施設 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。</p> <p>(8) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。</p> <p>(9) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。</p> <p>(10) 指定障害福祉サービス事業者等 法第293条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額をいう。</p> <p>(13) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当</p>

新	旧
<p>(申請者の要件)</p> <p>第3条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p> <p>(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第44条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令第6条第2項第6号に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p>	<p>該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。</p> <p>(14) 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の勤務延時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(15) 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（第62条において「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>	<p>第5条～第61条（第9条及び第40条を除く。） [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第62条 指定障害者支援施設の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>
<p>(便所の基準)</p> <p>第6条 指定障害者支援施設の便所の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>(2) 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>(3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p>	<p>(設備)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 便所 次のとおりとする。</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(健康管理)</p> <p>第40条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとと</p>

新	旧
<p>(歯科検診)</p> <p>第7条 指定障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、毎年定期に歯科検診を行うよう努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する指定障害者支援施設のうち平成25年4月1日前から引き続き存するものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第6条第3号に規定するブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p>	<p>もに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、毎年定期に歯科検診を行うよう努めなければならない。</p> <p>第63条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第64条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 この条例の施行の際現に存する指定障害者支援施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物（平成25年4月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第9条第2項第6号ウに規定するブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p> <p>8・9 [略]</p>

第104号議案 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、本市における申請者の要件並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>(2) 指定障害児通所支援事業者等 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。</p> <p>(3) 指定通所支援 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援</p>

新	旧
	<p>をいう。</p> <p>(4) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>(5) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(6) 通所給付決定 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。</p> <p>(7) 支給量 法第21条の5の7第7項に規定する支給量をいう。</p> <p>(8) 通所給付決定の有効期間 法第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。</p> <p>(9) 通所受給者証 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。</p>

新	旧
	<p>(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。</p> <p>(11) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。</p> <p>(12) 児童発達支援センター 法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。</p> <p>(13) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第69条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第80条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第92条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第100条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第4号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第79条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自</p>

新	旧
<p>(申請者の要件)</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p> <p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p>	<p>立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p>

新	旧
<p>(地産地消)</p> <p>第6条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）における障害児への食事の提供に当たっては、地域で生産された農林水産物及びこれらを地域で加工した食品を積極的に利用するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、前条第3項第1号及び第3号の事業について準用する。</p> <p>(服薬管理)</p> <p>第7条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項各号（第7号及び第8号を除く。）に掲げる事業について準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>栄養量を含有するものでなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定児童発達支援事業所における食事の提供に当たっては、地域で生産された農林水産物及びこれらを地域で加工した食品を積極的に利用するよう努めるものとする。</p> <p>(服薬管理)</p> <p>第56条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しなければならない。</p> <p>第58条～第108条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第109条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第105号議案 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、本市における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「府令」という。）の定めるところによる。</p> <p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条から第8条までに定めるもののほか、法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする</p> <table border="1" data-bbox="185 1286 1104 1396"> <tr> <td data-bbox="185 1286 394 1396">府令第6条第2項</td> <td data-bbox="396 1286 745 1396">前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少</td> <td data-bbox="748 1286 1104 1396">児童福祉施設（助産施設を除く。）は、非常災害に対す</td> </tr> </table>	府令第6条第2項	前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少	児童福祉施設（助産施設を除く。）は、非常災害に対す	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、本市における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「児童福祉施設」とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所であって、市長の監督に属するものをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p>
府令第6条第2項	前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少	児童福祉施設（助産施設を除く。）は、非常災害に対す		

新			旧		
	なくとも毎月1回は、これを	る避難訓練及び消火訓練を、少なくとも毎月1回			
府令第12条第1項	児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、	助産施設を除く。			
府令第12条第3項	助産の実施、母子保護	母子保護			
府令第12条第4項	につき、綿密な注意を払わなければ	について綿密な注意を払うとともに、当該調理する者に対し毎月1回以上の検便を行わなければ			
			第3条～第6条 [略]		
			(非常災害対策)		
			第7条 [略]		
			2 児童福祉施設(助産施設を除く。)は、非常災害に対する避難訓練及び消火訓練を、少なくとも毎月1回行わなければならない。		
			第7条の2～第15条 [略]		
			(入所した者及び職員の健康診断等)		
			第16条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定		

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 児童福祉施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び児童福祉施設の長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>	<p>期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者について綿密な注意を払うとともに、当該調理する者に対し毎月1回以上の検便を行わなければならない。</p> <p>第17条～第20条 [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第20条の2 児童福祉施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び児童福祉施設の長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>第21条～第30条 [略]</p>

新	旧
<p>(配偶者からの暴力等による被害者への支援)</p> <p>第5条 母子生活支援施設の長は、配偶者からの暴力を受けたこと等の理由により入所した母子の安全確保のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、前項の母子に対し適切な支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(配偶者からの暴力等による被害者への支援)</p> <p>第31条 母子生活支援施設の長は、配偶者からの暴力を受けたこと等の理由により入所した母子の安全確保のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、前項の母子に対し適切な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>第32条～第36条 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第37条 [略]</p>
<p>(嘱託歯科医)</p> <p>第6条 府令第33条第1項に規定するもののほか、保育所は、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、保育所は、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第38条・第39条 [略]</p>
<p>(保護者への説明)</p> <p>第7条 保育所の長は、入所した乳幼児の保護者に対し、当該保育所の保育方針について説明しなければならない。</p>	<p>(保護者への説明等)</p> <p>第40条 保育所の長は、入所した乳幼児の保護者に対し、当該保育所の保育方針について説明しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第41条 [略]</p>
<p>(小学校との連携)</p>	<p>(小学校との連携)</p>

新	旧
<p>第8条 保育所の長は、小学校と連携し、入所している児童の発達及び学びの連続性を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>第42条 保育所の長は、学校教育法第1条に規定する小学校と連携し、入所している児童の発達及び学びの連続性を確保するよう努めなければならない。</p>
<p>(委任) 第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第43条 [略] (委任) 第44条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第106号議案 長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新	旧			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の定めるところによる。</p> <p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令第13条第4項に規定する基準を除き、府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の定めるところによる。</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="185 1343 394 1396">府令第5条</td> <td data-bbox="396 1343 725 1396">第13条</td> <td data-bbox="728 1343 1117 1396">第13条（第4項を除く。）</td> </tr> </table>	府令第5条	第13条	第13条（第4項を除く。）	
府令第5条	第13条	第13条（第4項を除く。）		

新			旧
		の規定及び長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第 号。以下「条例」という。）第5条	
府令第13条 第5項	前4項	第1項から第3項まで及び 条例第5条	
府令第13条 第6項	第4項	条例第5条	
府令第13条 第6項ただし 書	第4項	同条	
府令第20条 第5号	第13条	第13条（第4項を除く。） 定及び条例第5条	
府令第35条 第3項	及び第7条第2項	、第7条第2項及び第13条 第4項	
)の規定)の規定及び条例第5条の規 定	
	同条第4項第3号ロ(1)	条例第5条第3号イ(7)	

新			旧		
	同号ロ(2)	同イ(イ)			
	含む。	含む。）」と、同号ウ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。			
府令第36条 第3項	及び第7条第2項	、第7条第2項及び第13条第4項			
)の規定)の規定及び条例第5条の規定			
	同条第4項第3号ロ(1)	条例第5条第3号イ(ア)			
	同号ロ(2)	同イ(イ)			
	除く。	除く。）」と、同号ウ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。			

新			旧
府令第51条 第3項及び第 52条第3項	第13条第4項第3号 イ又はロ	条例第5条第3号ア、イ又は ウ	<p>第3条・第4条 [略]</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>第6条～第34条（第13条及び第20条を除く。） [略]</p>
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設の設置者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>			<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設の設置者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>

新	旧
<p data-bbox="159 268 1104 357">3 前2項の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。</p> <p data-bbox="203 549 501 580">(利用者負担額等の受領)</p> <p data-bbox="159 608 1104 804">第5条 特定教育・保育施設は、府令第13条第1項から第3項までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p data-bbox="181 831 1104 1034">(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p data-bbox="215 1059 1104 1257">ア 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p data-bbox="237 1283 1104 1369">(7) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p>	<p data-bbox="1178 379 1480 411">(利用者負担額等の受領)</p> <p data-bbox="1133 437 1341 469">第13条 [略]</p> <p data-bbox="1133 494 1312 526">2・3 [略]</p> <p data-bbox="1133 608 2085 751">4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p data-bbox="1155 831 2085 1034">(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p data-bbox="1189 1059 2085 1257">ア 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p data-bbox="1211 1283 2085 1369">(7) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p>

新	旧
<p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p>	<p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p>
<p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p>	<p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p>
<p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p>	<p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p>
<p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p>	<p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p>
<p>ウ 負担額算定基準子どもであつて、かつ、次のいずれにも該当する第</p>	<p>ウ 負担額算定基準子どもであつて、かつ、次のいずれにも該当する第</p>

新	旧
<p>3子以降の特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）である満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供（ア又はイに該当するものを除く。）</p> <p>(7) 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同じの世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が97,000円未満であること。</p> <p>(イ) 特定被監護者等が同一の世帯に3人以上いること。</p>	<p>3子以降の特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）である満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供（ア又はイに該当するものを除く。）</p> <p>(7) 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同じの世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が97,000円未満であること。</p> <p>(イ) 特定被監護者等が同一の世帯に3人以上いること。</p>
<p>エ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>エ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項目の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教</p>

新	旧
	<p>育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) [略]</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項に</p>

新	旧
	<p>において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」と、同号ウ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設</p>

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と、同号ウ中「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>第38条～第54条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第55条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第107号議案 長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、本市における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第13条第1項の規定により条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、省令第4条第2項中「35人」とあるのは「30人」と、省令第13条中「第36条の規定」とあるのは「第36条の規定並びに長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、本市における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p>

新	旧
<p>和5年長崎市条例第 号) 第4条の規定」とする。</p>	<p>第3条・第4条 [略] (学級の編制の基準)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 1学級の園児数は、30人以下を原則とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第6条～第17条(第15条を除く。) [略] (児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第18条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第12条の2まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第35条第7号、第36条並びに第40条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>[表略]</p>
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 幼保連携型認定こども園の設置者の役員及び園長は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第19条 幼保連携型認定こども園の設置者の役員及び園長は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(次項において「暴力団員等」という。)であってはならない。</p>

新	旧
<p>2 幼保連携型認定こども園は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(小学校との連携)</p> <p>第5条 幼保連携型認定こども園の園長は、小学校と連携し、園児の発達及び学びの連続性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>2 幼保連携型認定こども園は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(小学校との連携)</p> <p>第15条 幼保連携型認定こども園の園長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校と連携し、園児の発達及び学びの連続性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第108号議案 長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、本市における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下単に「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>(認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第3条第1項及び第3項の規定により条例で定める認定こども園の認定の要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める要件（告示第4の1及び第8に規定する要件を除き、告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、告示第2の2中「35人」とあるのは「30人」</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、本市における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下単に「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p>

新	旧
<p>と、告示第3の2中「を併有する者であることが望ましいが、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない」とあるのは「のいずれも有する者でなければならない。ただし、市長が別に定める要件に適合する者は、この限りでない」とする。</p>	<p>第3条 [略] (職員の配置)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 認定こども園における満3歳以上の子どもについては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間において、学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、30人以下を原則とする。</p> <p>(職員の資格)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち、</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 認定こども園の設置者の役員及び認定こども園の長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 認定こども園は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(施設設備)</p> <p>第5条 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建物等を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であって、市長が別に定める要件を満たすときは、この限りでない。</p>	<p>満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。以下同じ。）及び保育士の資格のいずれも有する者でなければならない。ただし、市長が別に定める要件に適合する者は、この限りでない。</p> <p>第7条～第9条 [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第11条 認定こども園の設置者の役員及び認定こども園の長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 認定こども園は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(施設設備)</p> <p>第6条 幼稚園型認定こども園（第3条第1号イに規定するものに限る。）については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建物等を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であって、市長が別に定める要件を満たすときは、この限りでない。</p>

新	旧
<p>(管理運営等)</p> <p>第6条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。</p> <p>(2) 安定的かつ継続的な運営を確保すること。</p> <p>(3) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育時間は、原則として、1日につき8時間以上11時間以下として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し定められていること。</p> <p>(4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。</p> <p>(5) 子どもの年齢構成、障害のある子どもへの対応等を考慮し、必要に応じ、適切な人員を配置する等、適切な管理運営を行うこと。</p> <p>(6) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示を行うこと。</p> <p>(7) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。</p>	<p>2～9 [略]</p> <p>(管理運営等)</p> <p>第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。</p> <p>(2) 安定的かつ継続的な運営を確保すること。</p> <p>(3) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育時間は、原則として、1日につき8時間以上11時間以下として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し定められていること。</p> <p>(4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。</p> <p>(5) 子どもの年齢構成、障害のある子どもへの対応等を考慮し、必要に応じ、適切な人員を配置する等、適切な管理運営を行うこと。</p> <p>(6) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示を行うこと。</p> <p>(7) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。</p>

新	旧
<p>(8) 認定こども園において、子どもに負傷その他の事故が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>(9) 苦情解決の仕組みを整えるとともに、自ら又は外部の者による評価を行い、その結果の公表、活用等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。</p> <p>(10) 特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、本市との連携を図り、その受入れに適切に配慮すること。</p> <p>(11) 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。</p>	<p>(8) 認定こども園において、子どもに負傷その他の事故が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>(9) 苦情解決の仕組みを整えるとともに、自ら又は外部の者による評価を行い、その結果の公表、活用等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。</p> <p>(10) 特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、本市との連携を図り、その受入れに適切に配慮すること。</p> <p>(11) 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。</p>
<p>(12) 本市及び教育委員会と十分な連携を図ること。</p>	<p>(12) 本市及び教育委員会と十分な連携を図ること。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第109号議案 長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、本市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p> <p>(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、省令第6条第1項中「訓練」とあるのは「訓練（次項に規定するものを除く。）」と、同条第2項中「前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は、非常災害に対する避難訓練及び消火訓練を、少なくとも毎年3回以上」とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、本市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 放課後児童健全育成事業者(その者が法人であるときは、その役員)は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>	<p>第3条～第6条 [略]</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第7条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項に規定するものを除く。)をするよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に対する避難訓練及び消火訓練を、少なくとも毎年3回以上行わなければならない。</p> <p>第8条～第22条(第11条を除く。) [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第23条 放課後児童健全育成事業者(その者が法人であるときは、その役員)は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(次項において「暴力団員等」という。)であってはならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第5条 省令第10条第3項の規定にかかわらず、新たに職員として放課後児童健全育成事業者に雇用された同項各号のいずれかに該当する者であつて、当該放課後児童健全育成事業者と雇用契約を締結した日後初めて長崎県知事が行う研修の日までに同項に規定する研修を修了することを予定しているものにあつては、当該雇用契約を締結した日から当該研修を修了する日までの間は、同項の規定による研修を修了した者とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>4 前項の規定にかかわらず、新たに職員として放課後児童健全育成事業者に雇用された前項各号のいずれかに該当する者であつて、当該放課後児童健全育成事業者と雇用契約を締結した日後初めて長崎県知事が行う研修の日までに前項に規定する研修を修了することを予定しているものにあつては、当該雇用契約を締結した日から当該研修を修了する日までの間は、前項の規定による研修を修了した者とみなす。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第110号議案 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「府令」という。）の定めるところによる。</p> <p>(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第34条の16第1項の規定により条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準（府令第8条に規定する基準を除き、府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、府令第17条第4項中「につき、綿密な注意を払わなければ」とあるのは「について綿密な注意を払うとともに、当該調理する者に対し毎月1回以上の検便を行わなければ」と、府令第43条第5号中「、調理室」とあるのは「、医務室、調理室」とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>第3条～第17条（第9条を除く。） [略]</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 家庭的保育事業者（その者が法人であるときは、その役員）及び家庭的保育事業の管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 家庭的保育事業の実施に当たっては、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p> <p>(1) 小規模保育事業A型</p> <p>(2) 小規模保育事業B型</p> <p>(3) 小規模保育事業C型</p> <p>(4) 居宅訪問型保育事業</p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について綿密な注意を払うとともに、当該調理する者に対し毎月1回以上の検便を行わなければならない。</p> <p>第19条～第26条（第24条を除く。） [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第28条 家庭的保育事業者（その者が法人であるときは、その役員）及び家庭的保育事業の管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 家庭的保育事業の実施に当たっては、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>

新	旧
<p>(5) 保育所型事業所内保育事業 (6) 小規模型事業所内保育事業 (職員の一般的要件)</p> <p>第5条 家庭的保育事業所等の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者でなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	<p>(職員の一般的要件)</p> <p>第9条 家庭的保育事業所等の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者でなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>
<p>(嘱託歯科医)</p> <p>第6条 府令第23条第1項に規定するもののほか、家庭的保育事業を行う場所には、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第4条第3項各号(第4号を除く。)に掲げる事業について準用する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、家庭的保育事業を行う場所には、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>(保護者への説明)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者は、保育する乳幼児の保護者に対し、当該家庭的保育事業者の保育方針について説明しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第4条第3項各号に掲げる事業について準用する。</p>	<p>(保護者への説明等)</p> <p>第27条 家庭的保育事業者は、保育する乳幼児の保護者に対し、当該家庭的保育事業者の保育方針について説明しなければならない。</p>

新	旧
	<p>2 [略]</p> <p>第29条・第30条 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、小規模保育事業所A型は、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第32条 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、小規模保育事業所B型は、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第34条・第35条 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、小規模保育事業所C型は、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第37条～第44条 [略]</p>

新	旧
	<p>(設備の基準)</p> <p>第45条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第47条及び第48条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、保育所型事業所内保育事業所は、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第47条・第48条 [略]</p> <p>(職員)</p>

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第49条 [略]</p> <p>2 前項に規定するもののほか、小規模型事業所内保育事業所は、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第50条・第51条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第52条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第 1 1 1 号議案 長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、本市における養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第2条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第17条第1項の規定により条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「省令」という。）に定める基準（省令第11条第5項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、省令第21条第2項中「規定」とあるのは、「規定並びに長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第 号）第3条の規定」とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、本市における養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第3条 養護老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 養護老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>	<p>第45号) 第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。第5条において同じ。) に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、本市、地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>第3条～第30条（第11条、第16条、第18条、第21条、第24条及び第29条を除く。） [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第31条 養護老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 養護老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

新	旧
<p>(設備の基準)</p> <p>第4条 省令第11条各項(第5項を除く。)に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p>	<p>5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p>
<p>(身体的拘束等の報告)</p> <p>第5条 省令第16条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p>	<p>(処遇の方針)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>7 [略]</p> <p>(生活相談等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p>
<p>(地域との交流行事)</p> <p>第6条 養護老人ホームは、省令第18条第8項に定めるもののほか、地域</p>	<p>9 養護老人ホームは、前項に定めるもののほか、地域との交流行事を行う</p>

新	旧
<p>との交流行事を行うよう努めなければならない。</p>	<p>よう努めなければならない。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第29条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこ</p>

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>とができるものとする。) 及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第32条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第33条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第 1 1 2 号議案 長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、本市における特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、本市における特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>第3条～第9条 [略]</p>

新	旧
<p>(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第17条第1項の規定により条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。</p> <p>2 前項の場合において、省令第11条第4項第1号イただし書及び第55条第4項第1号イただし書中「、2人」とあるのは「2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下」と、省令第23条第2項中「規定」とあるのは「規定並びに長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(令和5年長崎市条例第号)第4条の規定」とする。</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 居室 次のとおりとする。</p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下とすることができる。</p> <p>イ～ク [略]</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>第11条～第22条(第15条を除く。) [略]</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第23条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の3までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>第24条・第25条 [略]</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 特別養護老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる施設について準用する。</p> <p>(1) ユニット型特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 地域密着型特別養護老人ホーム</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第27条～第31条の2 [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第31条の3 特別養護老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>

新	旧
<p>(3) ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(身体的拘束等の報告)</p> <p>第5条 省令第15条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、前条第3項各号に掲げる施設について準用する。</p>	<p>(処遇の方針)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>7・8 [略]</p> <p>第32条 [略]</p> <p>(基本方針)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第34条～第43条 [略]</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第44条 [略]</p>

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 居室 次のとおりとする。</p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下とすることができる。</p> <p>イ～ク [略]</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>第45条～第53条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第54条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第 1 1 3 号議案 長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下「法」という。）第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、本市における軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 2 0 年厚生労働省令第 1 0 7 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下「法」という。）第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、本市における軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業（法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、本市、地域包括支援センター（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>

新	旧
<p>(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第65条第1項の規定により条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。</p> <p>2 前項の場合において、省令第19条第6項中「レクリエーション行事を実施する」とあるのは「入所者のためのレクリエーション行事その他地域との交流行事を行う」と、省令第22条第2項中「規定」とあるのは「規定並びに長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(令和5年長崎市条例第 号)第4条の規定」とする。</p>	<p>4 [略]</p> <p>第3条～第18条(第17条を除く。) [略]</p> <p>(生活相談等)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜入所者のためのレクリエーション行事その他地域との交流行事を行うよう努めなければならない。</p> <p>第20条・第21条 [略]</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条、第14条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 軽費老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。</p>	<p>令を行うものとする。</p> <p>第23条～第25条 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第27条～第33条の2 [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第34条 軽費老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(サービス提供の方針)</p>

新	旧
<p>(身体的拘束等の報告)</p> <p>第5条 省令第17条第4項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第17条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>6 [略]</p> <p>第35条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第36条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(基本方針)</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、本市、地域包括支援センター、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない</p> <p>6～29 [略]</p>

第 1 1 4 号議案 長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 0 条第 1 項の規定に基づき、本市における福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>(福祉ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第 3 条 次条に定めるもののほか、法第 8 0 条第 1 項の規定により条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 6 号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 0 条第 1 項の規定に基づき、本市における福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>第 3 条～第 1 8 条 [略]</p>
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第 4 条 福祉ホームの設置者の役員及び管理人は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第 1 9 条 福祉ホームの設置者の役員及び管理人は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p>

新	旧
<p>2 福祉ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>2 福祉ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第 1 1 5 号議案 長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 0 条第 1 項の規定に基づき、本市における地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第 3 条 次条に定めるもののほか、法第 8 0 条第 1 項の規定により条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 5 号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 0 条第 1 項の規定に基づき、本市における地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>第 3 条～第 2 0 条の 2 [略]</p>
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第 4 条 地域活動支援センターの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第 2 1 条 センターの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p>

新	旧
<p>2 地域活動支援センターは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>2 センターは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>第22条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第116号議案 長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定介護老人福祉施設の入所定員並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定介護老人福祉施設の入所定員並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p>
<p>(入所定員)</p> <p>第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。</p>	<p>(入所定員)</p> <p>第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。</p>
	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と</p>

新	旧
<p>(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第88条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、省令第3条第1項第1号イただし書中「、2人」とあるのは、「2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下」とする。</p>	<p>の密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(設備)</p> <p>第6条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 居室 次のとおりとする。</p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下とすることができる。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第7条～第32条（第16条を除く。） [略]</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第5条 指定介護老人福祉施設の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第34条～第42条 [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第43条の2 指定介護老人福祉施設の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>

新	旧
<p>(身体的拘束等の報告)</p> <p>第6条 省令第11条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。</p> <p>(記録の保存)</p> <p>第7条 省令第37条第2項の規定によるほか、指定介護老人福祉施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。</p>	<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>7・8 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護老人福祉施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第44条 [略]</p> <p>(基本方針)</p> <p>第45条 [略]</p>

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第46条～第56条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第57条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第 1 1 7 号議案 長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 9 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、本市における介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 4 0 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 9 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、本市における介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p>

新	旧
<p>(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第97条第1項から第3項までの規定により条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p>	<p>第4条～第32条（第16条を除く。） [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第34条～第41条 [略]</p>
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 介護老人保健施設の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第42条の2 介護老人保健施設の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団</p>

新	旧
<p>暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。</p>	<p>員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>
<p>（身体的拘束等の報告）</p>	<p>（介護保健施設サービスの取扱方針）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
<p>第5条 省令第13条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。</p>	<p>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p>
<p>（記録の保存）</p>	<p>7・8 [略]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>第6条 省令第38条第2項の規定によるほか、介護老人保健施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。</p>	<p>3 前項の規定によるほか、介護老人保健施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。</p>

新	旧
<p>2 前項の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第43条 [略]</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第45条～第55条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第56条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第 1 1 8 号議案 長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「旧法」という。）第 1 1 0 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 4 1 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p> <p>(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第 3 条 次条から第 6 条までに定めるもののほか、旧法第 1 1 0 条第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「旧法」という。）第 1 1 0 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、旧法の定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

新	旧
	<p>3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター（介護保険法（以下「新法」という。）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第4条～第31条（第17条を除く。） [略]</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第33条～第40条 [略]</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 指定介護療養型医療施設の開設者（その者が法人であるときは、その役員）及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第41条の2 指定介護療養型医療施設の開設者（その者が法人であるときは、その役員）及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>
<p>(身体的拘束等の報告)</p> <p>第5条 省令第14条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。</p>	<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>7・8 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第41条 [略]</p>

新	旧
<p>(記録の保存)</p> <p>第6条 省令第36条第2項の規定によるほか、指定介護療養型医療施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護療養型医療施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第42条 [略]</p> <p>(基本方針)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第44条～第56条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第57条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第 1 1 9 号議案 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 1 項第 2 号、第 7 0 条第 2 項第 1 号、第 7 2 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 7 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 1 項第 2 号、第 7 0 条第 2 項第 1 号、第 7 2 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 7 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 居宅サービス事業者 居宅サービス事業を行う者をいう。 (2) 指定居宅サービス事業者 法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。 (3) 指定居宅サービス 法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。 (4) 利用料 法第 4 1 条第 1 項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

新	旧
	<p>(5) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(6) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>(7) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>(8) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。</p> <p>(9) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 (指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>

新	旧		
<p>(申請者の要件)</p> <p>第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、当該法人及び法人でない者であって暴力団員等でないものとする。</p> <p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 次条から第9条までに定めるもののほか、法第42条第1項第2号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="197 1262 1104 1358"> <tr> <td data-bbox="197 1262 396 1358">省令第28条第3項第5号</td> <td data-bbox="396 1262 1104 1358">し、その評価を行い必要な措置を講じる</td> </tr> </table>	省令第28条第3項第5号	し、その評価を行い必要な措置を講じる	<p>3・4 [略]</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下この条及び第42条の2において「暴力団員等」という。）でない法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、当該法人及び法人でない者であって暴力団員等でないものとする。</p>
省令第28条第3項第5号	し、その評価を行い必要な措置を講じる		

新			旧
省令第39条の3	前節	前節(第8条第2項から第6項まで及び第36条の2を除く。)	
省令第105条の3	第8条から前節(第8条第1項、第9条から前節(第98条第1号、第3号及び第4号、第104条の2第2項及び第3項並びに	
省令第140条の15	第36条の2第2項第4節(第36条の2第4節(第125条第2項、第128条第2項、第129条、第130条第3項から第5項まで、第131条第2項、第132条、第135条、第138条第2項、第139条の2第2項第1号並びに	
			<p>第5条～第22条 [略]</p> <p>(指定訪問介護の基本取扱方針)</p> <p>第23条 指定訪問介護は、利用者の人格を尊重し、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第5条 指定訪問介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p> <p>(1) 共生型訪問介護の事業</p> <p>(2) 基準該当訪問介護の事業</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護の事業</p>	<p>2 [略]</p> <p>第24条～第28条 [略]</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握し、その評価を行い必要な措置を講じること。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>第30条～第41条(第39条を除く。) [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第42条の2 指定訪問介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>

新	旧
<p>(4) 基準該当訪問入浴介護の事業</p> <p>(5) 指定訪問看護の事業</p> <p>(6) 指定訪問リハビリテーションの事業</p> <p>(7) 指定居宅療養管理指導の事業</p> <p>(8) 指定通所介護の事業</p> <p>(9) 共生型通所介護の事業</p> <p>(10) 基準該当通所介護の事業</p> <p>(11) 指定通所リハビリテーションの事業</p> <p>(12) 指定短期入所生活介護の事業</p> <p>(13) ユニット型指定短期入所生活介護の事業</p> <p>(14) 共生型短期入所生活介護の事業</p> <p>(15) 基準該当短期入所生活介護の事業</p> <p>(16) 指定短期入所療養介護の事業</p> <p>(17) ユニット型指定短期入所療養介護の事業</p> <p>(18) 指定特定施設入居者生活介護の事業</p> <p>(19) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業</p> <p>(20) 指定福祉用具貸与の事業</p> <p>(21) 基準該当福祉用具貸与の事業</p> <p>(22) 指定特定福祉用具販売の事業</p> <p>(地域との交流)</p>	

新	旧
<p>第6条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、前条第3項各号（第2号から第7号まで、第11号及び第20号から第22号までに限る。）に掲げる事業について準用する。</p>	<p>（地域との連携等）</p> <p>第39条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。</p>
<p>（記録の保存）</p> <p>第7条 省令第39条第2項の規定によるほか、指定訪問介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項各号（第3号から第5号まで、第7号、第14号及び第19号を除く。）に掲げる事業について準用する。</p> <p>3 第1項の規定は、第5条第3項第3号、第4号及び第7号の事業について準用する。この場合において、第1項中「並びに同項第1号及び第2号」とあるのは、「及び同項第1号」とする。</p> <p>4 第1項の規定は、第5条第3項第5号の事業について準用する。この場</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>（記録の保存）</p> <p>第7条 省令第39条第2項の規定によるほか、指定訪問介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項各号（第3号から第5号まで、第7号、第14号及び第19号を除く。）に掲げる事業について準用する。</p> <p>3 第1項の規定は、第5条第3項第3号、第4号及び第7号の事業について準用する。この場合において、第1項中「並びに同項第1号及び第2号」とあるのは、「及び同項第1号」とする。</p> <p>4 第1項の規定は、第5条第3項第5号の事業について準用する。この場</p>	<p>3 前項の規定によるほか、指定訪問介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p>

新	旧
<p>合において、第1項中「及び第2号」とあるのは、「第2号及び第4号」とする。</p> <p>5 第1項の規定は、第5条第3項第14号の事業について準用する。この場合において、第1項中「並びに同項第1号及び第2号」とあるのは、「及び同項第2号」とする。</p> <p>6 第1項の規定は、第5条第3項第19号の事業について準用する。この場合において、第1項中「第2号」とあるのは、「第7号」とする。</p>	<p>第42条の3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第42条の4 第5条、第6条(第1項を除く。)及び第7条並びに前節(第9条第2項から第6項まで及び第39条を除く。)の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」とする。</p> <p>第43条～第57条の2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

新	旧
	<p>3 前項の規定によるほか、指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条まで、第37条から第41条まで及び第42条の2の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とする。</p> <p>第60条～第62条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第42条の2及び第48条並びに前節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条</p>

新	旧
	<p>第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「、内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」とする。</p> <p>第64条～第70条 [略]</p> <p>(指定訪問看護の基本取扱方針)</p> <p>第71条 指定訪問看護は、利用者の人格を尊重し、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第72条～第77条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第78条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定訪問看護事業者は、居宅介護サービス費の</p>

新	旧
	<p>支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号、第2号及び第4号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで、第42条の2及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」とする。</p> <p>第80条～第83条 [略]</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)</p> <p>第84条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の人格を尊重し、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第85条～第87条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第88条 [略]</p>

新	旧
	<p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第42条の2、第56条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」とする。</p> <p>第90条～第96条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第97条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号に掲げる記録を保存し</p>

新	旧
	<p>なければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第42条の2、第56条及び第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」とする。</p> <p>第99条～第111条の3 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第112条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定通所介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第</p>

新	旧
	<p>28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第42条の2及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」とする。</p> <p>第114条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第115条 第9条第1項、第10条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第42条の2、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第105条第1号、第3号及び第4号、第111条の2第2項及び第3項並びに第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第1</p>

新	旧
	<p>02条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とする。</p> <p>第116条～第134条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第40条の2、第41条、第42条の2、第56条、第99条及び第4節（第103条第1項及び第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第2</p>

新	旧
	<p>0条第1項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「、内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」とする。</p> <p>第136条～第144条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第145条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定通所リハビリテーション事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第42条の2、第69条、第103条及び第</p>

新	旧
<p>(廊下の基準)</p> <p>第8条 省令第124条第7項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下の指定短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項第13号の事業について準用する。</p>	<p>108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」とする。</p> <p>第147条～第150条 [略]</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第151条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 前項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下の指定短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>9 [略]</p> <p>第152条～第154条 [略]</p>

新	旧
<p>(身体的拘束等の報告)</p> <p>第9条 省令第128条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項各号(第13号及び第15号から第19号までに限る。)に掲げる事業について準用する。</p>	<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第155条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>7 [略]</p> <p>第156条～第164条 (定員の遵守)</p> <p>第165条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の場合においては、指定短期入所生活介護事業者は、市長に対し、同項に規定する緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた状況等に係る内容を速やかに報告しなければならない。</p> <p>第166条 [略] (記録の整備)</p> <p>第167条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

新	旧
	<p>3 前項の規定によるほか、指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第39条第2項、第40条から第41条まで、第42条の2、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とする。</p> <p>第169条・第170条 [略]</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第171条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 前項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下のユニット型指定短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下は</p>

新	旧
	<p>あつては、1. 8メートル以上) とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>9 [略]</p> <p>第172条・第173条 [略]</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第174条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>9 [略]</p> <p>第175条～第181条の2 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第42条の2、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第152条第2項、第155条第2項及び第6項、第156条、第157条第3項から第5項まで、第158条第2項、第159条、第162条、第165条第2項及び第3項、第167条第2項第1号並びに第</p>

新	旧
	<p>168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。））」と、同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項及び第155条第3項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第160条中「指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業者」と、第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とある</p>

新	旧
	<p>のは「第40条第2項」と、同条第3項中「同項第1号及び第2号」とあるのは「同項第2号」とする。</p> <p>第182条～第187条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条第2項、第40条から第41条まで、第42条の2、第56条、第108条、第110条、第111条及び第147条並びに第4節(第154条第1項及び第168条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「、内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」と</p>

新	旧
	<p>あるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」とする。</p> <p>第189条～第193条 [略]</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第194条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>7 [略]</p> <p>第195条～第202条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係</p>

新	旧
	<p>る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条第2項、第40条から第41条まで、第42条の2、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」とする。</p> <p>第205条～第208条 [略]</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第209条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p>

新	旧
	<p>8 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>9 [略]</p> <p>第210条～第225条 [略]</p> <p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第226条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>7・8 [略]</p> <p>第227条～第235条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第236条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第</p>

新	旧
	<p>34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第42条の2、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」とする。</p> <p>第238条～第246条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第247条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第7号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第42条の2、第55条、第56条、第110条、第111条、第2</p>

新	旧
	<p>22条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」とする。</p> <p>第249条～第261条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第262条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従</p>

新	旧
	<p>業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第42条の2、第56条並びに第108条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、「取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」とする。</p> <p>第264条 [略]</p> <p>(準用)</p>

新	旧
	<p>ービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」とする。</p> <p>第266条～第274条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第275条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護福祉用具購入費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護福祉用具購入費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第42条の2、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談</p>

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第254条中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第257条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」とする。</p> <p>第277条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第278条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第120号議案 長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p> <p>(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 次条及び第6条に定めるもののほか、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（第33条において「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p>

新	旧
<p>正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。) とする。</p>	<p>第4条～第6条 [略] (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき十分説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>第8条～第15条 [略] (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。</p>	<p>に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス、福祉サービス若しくは被爆者援護サービス又は当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>第17条～第31条 [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

新	旧
<p>(記録の保存)</p> <p>第6条 省令第29条第2項の規定によるほか、指定居宅介護支援事業者は、居宅介護サービス計画費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス計画費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>3 前項の規定によるほか、指定居宅介護支援事業者は、居宅介護サービス計画費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス計画費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第34条・第35条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第36条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第121号議案 長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業者 地域密着型サービス事業を行う者をいう。 (2) 指定地域密着型サービス事業者 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。 (3) 指定地域密着型サービス 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。 (4) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。 (5) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規

新	旧
	<p>定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(6) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。</p> <p>(7) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</p> <p>(8) 常勤換算方法 当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>

新	旧			
<p>(入所定員)</p> <p>第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人又は暴力団員等でない病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 次条から第10条までに定めるもののほか、法第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="197 1262 1102 1359"> <tr> <td data-bbox="197 1262 389 1359">省令第37条の3</td> <td data-bbox="392 1262 721 1359">第3条の7から</td> <td data-bbox="723 1262 1102 1359">第3条の7第1項、第3条の8から</td> </tr> </table>	省令第37条の3	第3条の7から	第3条の7第1項、第3条の8から	<p>3・4 [略]</p> <p>(入所定員)</p> <p>第151条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員若しくは暴力団関係者（以下この条及び第43条の2において「暴力団員等」という。）でない法人又は暴力団員等でない病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。</p>
省令第37条の3	第3条の7から	第3条の7第1項、第3条の8から		

新			旧
	前節（	前節（第26条第1号から第3号まで、第5号及び第6号、第34条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに	
省令第82条の2第1項	定期的に避難、救出その他必要な訓練を	避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を1月に1回	
省令第132条第1項第1号イただし書	、2人	2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下	
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業又は施設について準用する。</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護の事業</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護の事業</p> <p>(3) 共生型地域密着型通所介護の事業</p>			<p>第5条～第57条（第43条・第43条の2を除く。）</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第43条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>

新	旧
<p>(4) 指定療養通所介護の事業</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護の事業</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護の事業</p> <p>(7) 指定認知症対応型共同生活介護の事業</p> <p>(8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業</p> <p>(9) 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(10) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(11) 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業</p> <p>(地域との交流)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、前条第3項第1号の事業について準用する。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第58条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(記録の保存)</p> <p>第8条 省令第3条の40第2項の規定によるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日</p>	<p>3 前項の規定によるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密</p>

新	旧
<p>から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号から第3号までに掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第6条第3項各号(第4号、第6号及び第11号を除く。)に掲げる事業又は施設について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号から第3号まで」とあるのは、「並びに同項第1号及び第2号」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、第6条第3項第4号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号から第3号まで」とあるのは、「並びに同項第1号及び第3号」とする。</p> <p>4 第1項の規定は、第6条第3項第6号の事業について準用する。</p> <p>5 第1項の規定は、第6条第3項第11号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号から第3号まで」とあるのは、「並びに同項第1号、第2号、第4号及び第6号」とする。</p>	<p>着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号から第3号までに掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定夜間対応型訪問介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第</p>

新	旧
	<p>2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第33条の2から第39条まで、第41条から第42条まで及び第43条の2の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第20条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と、第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」とする。</p> <p>第60条の2～第60条の18 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の19 [略]</p> <p>2 [略]</p>

新	旧
	<p>3 前項の規定によるほか、指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第43条の2及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する運営規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」とする。</p> <p>第60条の20の2 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第60条の20の3 第10条第1項、第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第43条の2、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節(第60条の9第1号から第3号まで、第5号及び第6号、第60条の17第</p>

新	旧
	<p>1項、第2項、第4項及び第5項並びに第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において</p>

新	旧
	<p>準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」とする。</p> <p>第60条の21～第60条の36 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第60条の37 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定療養通所介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第43条の2、第60条の7（第3項第2号を除く。）、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、同項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項及び</p>

新	旧
	<p>第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」とする。</p> <p>第61条～第79条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第80条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定認知症対応型通所介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第43条の2、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規</p>

新	旧
	<p>定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」とする。</p> <p>第82条～第102条（第87条及び第93条を除く。） [略]</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を1月に1回行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第104条～第107条 [略]</p> <p>（記録の整備）</p>

新	旧
	<p>第108条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号から第3号までに掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第43条の2、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機</p>

新	旧
	<p>能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とする。</p> <p>第110条～第113条 [略]</p> <p>第114条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の消火設備その他の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) スプリンクラー設備を設けること。</p> <p>(2) 非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>4～8 [略]</p> <p>第115条～第127条（第118条を除く。） [略]</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第128条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29</p>

新	旧
	<p>条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第43条の2、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」とする。</p> <p>第130条～第148条（第139条を除く。） [略] （記録の整備） 第149条 [略] 2 [略]</p>

新	旧
	<p>3 前項の規定によるほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第43条の2、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第87条 [略]</p>

新	旧
<p>(消火設備の基準)</p> <p>第9条 省令第67条第1項に規定する消火設備の基準は、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設けることとする。</p>	<p>2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 消火設備その他の設備 次のとおりとする。</p> <p>ア スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設けること。</p> <p>イ 非常災害に際して必要な設備を設けること。</p>
<p>2 前項の規定は、第6条第3項第11号の事業について準用する。</p>	<p>3～5 [略]</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>
<p>(身体的拘束等の報告)</p> <p>第10条 省令第73条第6号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第6条第3項各号(第7号から第11号までに限る。)に掲げる事業又は施設について準用する。</p>	<p>(7) 前号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>(8)・(9) [略]</p>

新	旧
	<p>第152条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第153条 [略]</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 居室 次のとおりとする。</p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下とすることができる。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>第155条～第172条 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第173条 [略]</p>

新	旧
	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第174条～第177条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第43条の2、第60条の11、第60条の15及び第60条の1</p>

新	旧
	<p>7 第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とする。</p> <p>第180条～第190条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第43条の2、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第</p>

新	旧
	<p>163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第6節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第1</p>

新	旧
	<p>57条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」とする。</p> <p>第192条～第202条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第43条の2、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは</p>

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第206条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第122号議案 長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、本市における地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>(地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第115条の46第5項の規定により条例で定める地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、本市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 センターは、次条の規定により配置された職員が協働して、包括的支援事業を実施することにより、各被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。以下この条において同じ。）の心身の状況、置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス、福祉サービス又は被爆者援護サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用</p>

新		旧	
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 地域包括支援センターの設置者の役員は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(職員に関する基準)</p>		<p>きるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p>	
<p>第5条 地理的条件その他の条件を勘案して、地域包括支援センターの担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上となる場合に、当該地域包括支援センターに配置すべき職員及びその員数には、省令第140条の6第1号イ(1)から(3)までに掲げる職員に、次の表の左欄に掲げる第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数を加えるものとする。</p>		<p>(職員に関する基準)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 地理的条件その他の条件を勘案して、センターの担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上となる場合に、当該センターに配置すべき職員及びその員数には、前項第1号から第3号までに掲げる職員に、次の表の左欄に掲げる第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数を加えるものとする。</p>	
第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上7,000人未満	専らその職務に従事する常勤の省令第140条の6第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちから1人	第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上7,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人

新		旧	
第1号被保険者の数がおおむね7,000人以上8,000人未満	省令第140条の6第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	第1号被保険者の数がおおむね7,000人以上8,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
第1号被保険者の数がおおむね8,000人以上9,000人未満	専らその職務に従事する常勤の省令第140条の6第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人	第1号被保険者の数がおおむね8,000人以上9,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人
第1号被保険者の数がおおむね9,000人以上	省令第140条の6第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちから3人(うち2人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	第1号被保険者の数がおおむね9,000人以上	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから3人(うち2人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
(委任) 第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。		3・4 [略] 第5条 [略] (委任) 第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	

**第 1 2 3 号議案 長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例**

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 4 条第 1 項第 2 号、第 1 1 5 条の 2 第 2 項第 1 号、第 1 1 5 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 1 1 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 4 条第 1 項第 2 号、第 1 1 5 条の 2 第 2 項第 1 号、第 1 1 5 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 1 1 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 介護予防サービス事業者 介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定介護予防サービス事業者 法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。</p> <p>(3) 指定介護予防サービス 法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。</p>

新	旧
	<p>(4) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(5) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(6) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(7) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>(8) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(9) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 (指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p>

新	旧
<p>(申請者の要件)</p> <p>第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、当該法人及び法人でない者であつて暴力団員等でないものとする。</p> <p>(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)</p> <p>第4条 次条から第9条までに定めるもののほか、法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービス等の事</p>	<p>2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、地域包括支援センター、一、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下この条及び第57条において「暴力団員等」という。）でない法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、当該法人及び法人でない者であつて暴力団員等でないものとする。</p>

新	旧
<p>業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、省令第166条中「第53条の9第2項」とあるのは「第53条の9」と、「第4節（）」とあるのは「第4節（第133条第2項、第139条第2項、第141条第2項第1号及び）」と、「第5節」とあるのは「第5節（第144条第1号から第6号まで、第145条第3項から第5項まで、第146条第2項、第147条及び第150条を除く。）」とする。</p> <p>（暴力団員等の排除）</p> <p>第5条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。</p> <p>(1) 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護の事業</p> <p>(3) 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業</p>	<p>第5条～第55条の11（第55条の9を除く。） [略]</p> <p>（暴力団員等の排除）</p> <p>第57条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>

新	旧
<p>(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の事業</p> <p>(5) 指定介護予防通所リハビリテーションの事業</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護の事業</p> <p>(7) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業</p> <p>(8) 共生型介護予防短期入所生活介護の事業</p> <p>(9) 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業</p> <p>(10) 指定介護予防短期入所療養介護の事業</p> <p>(11) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業</p> <p>(12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業</p> <p>(13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業</p> <p>(14) 指定介護予防福祉用具貸与の事業</p> <p>(15) 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業</p> <p>(16) 指定特定介護予防福祉用具販売の事業</p> <p>(地域との交流)</p> <p>第6条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、前条第3項各号(第6号から第13号までを除く。)に掲げる事業について準用する。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>

新	旧
<p>(記録の保存)</p> <p>第7条 省令第54条第2項の規定によるほか、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項第1号及び第4号の事業について準用する。</p> <p>3 第1項の規定は、第5条第3項第2号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号」とあるのは、「並びに同項第1号、第2号及び第4号」とする。</p> <p>4 第1項の規定は、第5条第3項各号（第3号、第5号から第7号まで及び第9号から第12号までに限る。）に掲げる事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号」とあるのは、「並びに同項第1号及び第2号」とする。</p> <p>5 第1項の規定は、第5条第3項第8号の事業について準用する。この場合において、第1項中「同項第1号」とあるのは、「同項第2号」とする。</p> <p>6 第1項の規定は、第5条第3項第13号の事業について準用する。この</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号に掲げる記録を保存しなければならない。</p>

新	旧
<p>場合において、第1項中「及び同項第1号」とあるのは、「並びに同項第1号及び第7号」とする。</p> <p>7 第1項の規定は、第5条第3項第14号及び第15号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号」とあるのは、「並びに同項第1号及び第6号」とする。</p> <p>8 第1項の規定は、第5条第3項第16号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号」とあるのは、「並びに同項第1号及び第5号」とする。</p>	<p>第58条～第73条の2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第74条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防訪問看護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号、第2号及び第4号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第75条 [略]</p> <p>(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)</p> <p>第76条 指定介護予防訪問看護は、利用者の人格を尊重し、介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>

新	旧
	<p>第77条～第83条 [略] (記録の整備)</p> <p>第84条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第85条 [略] (指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)</p> <p>第86条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の人格を尊重し、介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第87条～第92条 [略] (記録の整備)</p> <p>第93条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の</p>

新	旧
<p>(廊下の基準)</p> <p>第8条 省令第132条第7項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下の指定介護予防短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p>	<p>受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第94条～第122条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第123条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第124条～第132条 [略]</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第133条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 前項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下の指定介護予防短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p>

新	旧
<p>2 前項の規定は、第5条第3項第7号の事業について準用する。</p> <p>(身体的拘束等の報告)</p> <p>第9条 省令第136条第2項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第5条第3項各号(第7号及び第9号から第13号までに限る。)に掲げる事業について準用する。</p>	<p>第134条～第136条 [略] (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第137条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>第138条・第139条 [略] (定員の遵守)</p> <p>第140条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の場合においては、介護予防短期入所生活介護事業者は、市長に対し、同項に規定する緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた状況等に係る内容を速やかに報告しなければならない。</p> <p>第140条の2・第141条 [略] (記録の整備)</p> <p>第142条 [略]</p>

新	旧
	<p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第143条～第153条 [略] (設備及び備品等)</p> <p>第154条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 前項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>9 [略]</p> <p>第155条～第165条の2 [略] (準用)</p> <p>第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10</p>

新	旧
	<p>から第55条の11まで、第57条、第121条の2、第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節（第134条第2項、第137条第3項、第140条第2項及び第3項、第142条第2項第1号並びに第143条を除く。）及び第5節（第145条第1号から第6号まで、第146条第3項から第5項まで、第147条第2項、第148条及び第151条を除く。）の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、同項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項、第138条並びに第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第52条の3」とあるのは「第52</p>

新	旧
	<p>条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第55条の10第2項」とあるのは「第55条の10第2項」と、同条第3項中「同項第1号及び第2号」とあるのは「同項第2号」と、第149条中「指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」とする。</p> <p>第166条～第177条 [略] (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第178条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>第179条・第180条 [略] (記録の整備)</p> <p>第181条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p>

新	旧
	<p>第182条～第211条 (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第212条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>第213条～第216条 [略] (記録の整備)</p> <p>第217条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第218条～第233条 [略] (記録の整備)</p> <p>第234条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居</p>

新	旧
	<p>者生活介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第7号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第235条～第247条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第248条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第6号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第249条～第261条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第262条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、介護予防福祉用具購入費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防福祉用具購入費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第5号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第263条～第267条 [略]</p>

新	旧
(委任) 第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	(委任) 第268条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第 1 2 4 号議案 長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 1 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 1 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者 法第 5 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護予防サービス 法第 5 4 条の 2 第 1 項に規定す</p>

新	旧
	<p>る指定地域密着型介護予防サービスをいう。</p> <p>(4) 利用料 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(5) 地域密着型介護予防サービス費用基準額 法第54条の2第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(6) 法定代理受領サービス 法第54条の2第6項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該指定地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。</p> <p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、地域包括支援センター、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護</p>

新	旧
<p>(申請者の要件)</p> <p>第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）</p> <p>第4条 次条から第8条までに定めるもののほか、法第115条の14第1項及び第2項の規定により条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、省令第58条の2第1項中「定期的に避難、救出その他必要な訓練を」とあるのは、「避難訓練、救出訓練その他必要な訓練</p>	<p>予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（第41条の2において「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p>

新	旧
<p>を1月に1回」とする。</p>	
<p>(暴力団員等の排除)</p>	<p>第5条～第40条 [略]</p>
<p>第5条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p>
<p>第5条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p>	<p>第41条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p>
<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>
<p>3 前2項の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</p>	
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>(記録の保存)</p>	<p>第41条 [略]</p>
<p>第6条 省令第40条第2項の規定によるほか、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、地域密着型介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p>	<p>2 [略]</p>
<p>2 前項の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準</p>	<p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、地域密着型介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p>

新	旧
<p>用する。この場合において、同項中「並びに同項第1号及び第2号」とあるのは、「及び同項第1号から第3号まで」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</p>	<p>第42条～第48条 [略] (設備及び備品等)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備に区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>(消火設備の基準)</p> <p>第7条 省令第48条第1項に規定する消火設備の基準は、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設けることとする。</p>	<p>(3) 消火設備その他の設備 次のとおりとする。</p> <p>ア スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設けること。</p> <p>イ 非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第50条～第53条 [略] (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(身体的拘束等の報告)</p>	

新	旧
<p>第8条 省令第53条第2項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</p>	<p>3 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p> <p>第55条～第59条 [略] (非常災害対策)</p> <p>第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を1月に1回行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第61条～第64条 [略] (記録の整備)</p> <p>第65条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、地域密着型介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号から第3号までに掲げる記録を保存しなければならない。</p>

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第66条～第74条 [略]</p> <p>第75条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の消火設備その他の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) スプリンクラー設備を設けること。</p> <p>(2) 非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>4～8 [略]</p> <p>第76条～第85条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第86条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、地域密着型介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第87条～第92条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第93条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第 1 2 5 号議案 長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 9 条第 1 項第 1 号、第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 2 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 7 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第 3 条 法第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 9 条第 1 項第 1 号、第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 2 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例によ</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第 3 条 法第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（第 3 2 条において「暴力団員等」という。）でない法人とする。</p>

新	旧
<p>(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)</p> <p>第4条 次条及び第6条に定めるもののほか、法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。</p>	<p>第4条～第6条 [略]</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき十分説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>第8条～第30条 [略]</p>
(暴力団員等の排除)	(暴力団員等の排除)

新	旧
<p>第5条 指定介護予防支援事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。</p>	<p>第32条 指定介護予防支援事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>
<p>(記録の保存)</p> <p>第6条 省令第28条第2項の規定によるほか、指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス計画費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>3 前項の規定によるほか、指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス計画費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>第33条～第37条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第38条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第126号議案 長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、本市における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、本市における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める</p>

新	旧	
<p>(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第111条第1項から第3項までの規定により条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、省令に定める基準（省令第45条第1項及び第2項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p>	<p>ところによる。</p> <p>(1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。</p> <p>(2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。</p> <p>(3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。</p>	
<p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>省令第5条第2項第10号</p>	<p>身体</p>	<p>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体</p>
<p>省令第45条第3項</p>	<p>前項第4号及び第5号</p>	<p>長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並び</p>

新			旧
		に運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第 号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号	
省令第45条第4項	前3項	前項及び条例第7条	
省令附則第11条	及び第45条第2項第5号ロ	の規定及び条例第7条第2項第2号イ	
			<p>第4条 [略]</p> <p>(施設)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 便所 ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。</p> <p>3 [略]</p> <p>第6条～第32条（第16条を除く。） [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又</p>

新	旧
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 介護医療院の開設者（その者が法人であるときは、その役員）及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 介護医療院は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。</p> <p>(身体的拘束等の報告)</p>	<p>はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第34条～第41条 [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第43条 介護医療院の開設者（その者が法人であるときは、その役員）及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 介護医療院は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

新	旧
<p>第5条 省令第16条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p>	<p>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。</p>	
	<p>7・8 [略] (記録の整備)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(記録の保存)</p>	
<p>第6条 省令第42条第2項の規定によるほか、介護医療院は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務の体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。</p>	<p>3 前項の規定によるほか、介護医療院は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務の体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。</p>	
<p>(施設)</p>	
<p>第7条 ユニット型介護医療院は、法に定めるもののほか、次に掲げる施設を有しなければならない。</p>	<p>第44条・第45条 [略] (施設)</p> <p>第46条 ユニット型介護医療院は、法に定めるもののほか、次に掲げる施設を有しなければならない。</p>
<p>(1) ユニット (2) 浴室 (3) サービス・ステーション</p>	<p>(1) ユニット (2) 浴室 (3) サービス・ステーション</p>

新	旧
<p>(4) 調理室</p> <p>(5) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(6) 汚物処理室</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>イ 洗面設備</p> <p>(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ウ 便所</p> <p>(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な</p>	<p>(4) 調理室</p> <p>(5) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(6) 汚物処理室</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>イ 洗面設備</p> <p>(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ウ 便所</p> <p>(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な</p>

新	旧
<p data-bbox="264 268 786 300">者が利用するのに適したものとすること。</p> <p data-bbox="181 325 300 357">(2) 浴室</p> <p data-bbox="210 381 981 413">ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p data-bbox="210 437 1106 525">イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p> <p data-bbox="199 660 282 692">(委任)</p> <p data-bbox="152 716 952 748">第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p data-bbox="1227 268 1749 300">者が利用するのに適したものとすること。</p> <p data-bbox="1153 325 1303 357">(2) 浴室</p> <p data-bbox="1182 381 1953 413">ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p data-bbox="1182 437 2078 525">イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p> <p data-bbox="1133 549 1314 580">3～5 [略]</p> <p data-bbox="1128 604 1480 636">第47条～第56条 [略]</p> <p data-bbox="1171 660 1254 692">(委任)</p> <p data-bbox="1128 716 1953 748">第57条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第127号議案 長崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、本市における無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p> <p>(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条に定めるもののほか、法第68条の5第1項の規定により条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、本市における無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 無料低額宿泊所 法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。</p> <p>(2) 生計困難者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及びこれに準ずる低収入であるために生計が困難である者をいう。</p> <p>(3) 被保護者 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。</p> <p>(4) 日常生活支援住居施設 生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設をいう。</p>

新	旧
<p>準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、省令第6条第3項中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員」とあるのは、「長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等」とする。</p>	
<p>（暴力団員等の排除）</p> <p>第4条 無料低額宿泊所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第12条に規定する暴力団員若しくは暴力団関係者を利することのないようにしなければならない。</p>	<p>第3条～第33条 [略]</p> <p>（暴力団員等の排除）</p> <p>第34条 無料低額宿泊所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>
<p>（委任）</p> <p>第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>（委任）</p> <p>第35条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

第128号議案 長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧						
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、本市における保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p> <p>(保護施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第39条第1項の規定により条例で定める保護施設の設備及び運営に関する基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「省令」という。）に定める基準（省令第10条第2項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、本市における保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="185 1174 450 1270">省令第6条の2第1項</td> <td data-bbox="452 1174 759 1270">入所者</td> <td data-bbox="761 1174 1104 1270">利用者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1272 450 1388">省令第10条第6項第3号</td> <td data-bbox="452 1272 759 1388">は、ゆるやかにする</td> <td data-bbox="761 1272 1104 1388">を緩やかにする等高齢者等への配慮を行う</td> </tr> </table>	省令第6条の2第1項	入所者	利用者	省令第10条第6項第3号	は、ゆるやかにする	を緩やかにする等高齢者等への配慮を行う	
省令第6条の2第1項	入所者	利用者					
省令第10条第6項第3号	は、ゆるやかにする	を緩やかにする等高齢者等への配慮を行う					

新		旧
省令第16条第3項	採暖	採暖及び熱中症対策
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第4条 保護施設の設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 保護施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>		<p>第4条～第10条（第8条を除く。） [略]</p> <p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第11条の2 保護施設の設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>2 保護施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第5条 保護施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p>		<p>(基本方針)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 保護施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p>
<p>(秘密保持等)</p>		<p>(苦情への対応)</p> <p>第8条 救護施設等は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(秘密保持等)</p>

新	旧
<p>第6条 保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 保護施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第11条 保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 保護施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第12条 [略] (設備の基準)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにする等高齢者等への配慮を行うこと。</p> <p>第14条～第19条 [略] (生活指導等)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 入所者の日常生活に充てられる場所には、必要に応じ、採暖及び熱中症対策のための措置を講じなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p>

新	旧
<p data-bbox="199 325 477 355">(医療保護施設の運営)</p> <p data-bbox="154 381 1106 469">第7条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営しなければならない。</p> <p data-bbox="199 494 282 525">(委任)</p> <p data-bbox="154 550 952 580">第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p data-bbox="1131 268 1480 298">第21条～第39条 [略]</p> <p data-bbox="1176 325 1258 355">(運営)</p> <p data-bbox="1131 381 2080 469">第40条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営しなければならない。</p> <p data-bbox="1176 494 1258 525">(委任)</p> <p data-bbox="1131 550 1955 580">第41条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>